

他にもこんな制度があります。

耐震診断や耐震改修促進事業のほかにも、耐震化を促進するための事業や安全・安心な暮らしをサポートする制度がありますので、ぜひご活用ください。

安心して工事をまかせられる事業者を探ることができます。

住宅改修業者登録制度	○安心してリフォーム工事ができるように、一定の条件を満たすリフォーム業者を登録し、情報を公開しています。 お問い合わせ先◆ひょうご住まいサポートセンター 078-360-2536
------------	--

兵庫県が実施・推進する「住まい再建」のしくみです。

○地震や津波、風水害や竜巻などあらゆる自然災害が対象で、他の地震保険や共済との同時加入や、分譲マンションなどの区分所有での加入も可能です。
○特約により準半壊でも給付を受けることができます。

住宅再建共済制度の概要			家財再建共済制度の概要		
加入者	県内に住宅をお持ちの方		加入者	県内にお住まいの方	
負担金	年額 5,000 円 (準半壊特約+500 円)		負担金	年額 1,500 円	
給付金	半壊以上で建築・購入*	600 万円	給付金	全壊で購入・補修	50 万円
	全壊で補修	200 万円		大規模半壊で購入・補修	35 万円
	大規模半壊で補修	100 万円		半壊で購入・補修	25 万円
	半壊で補修	50 万円		床上浸水で購入・補修	15 万円
	半壊以上で賃貸等に入居	10 万円			
特約	準半壊で建築・購入・補修	25 万円			

* 県外で建築・購入される場合は 300 万円。

兵庫県マスコット はばタン 

お問い合わせ先◆(公財)兵庫県住宅再建共済基金 078-362-9400

工事費の補助に加え、改修の負担をさらに軽くする制度があります。

所得税の特別控除	○一定の要件を満たす住宅の耐震改修を行った場合に、耐震改修に要した費用の額と標準的な工事費用額のいずれか少ない額の 10%相当額(25 万円を上限)を所得税額から控除します。 お問い合わせ先◆相生税務署 0791-23-0231
固定資産税の減額	○耐震改修工事を行った住宅で要件を満たすものについて、申告により固定資産税が減額されます。 お問い合わせ先◆赤穂市税務課 固定資産税係 0791-43-6804

※建築系では「赤穂市耐震改修促進事業補助金」によって耐震改修工事を実施した住宅に対し、住宅耐震改修証明書を発行しています。詳しくはお問合せください。

【お問い合わせ・ご相談はこちらまで】

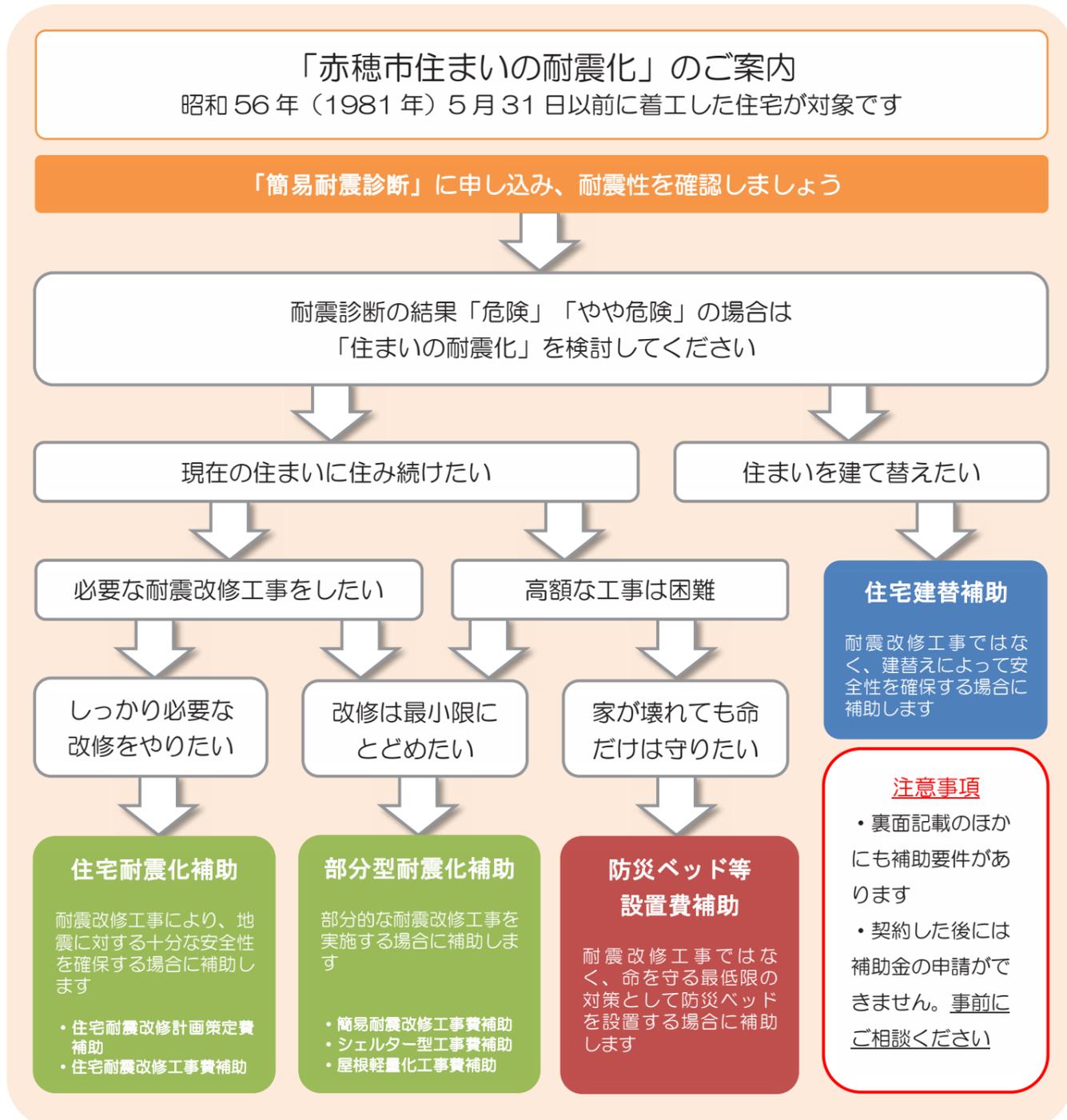


赤穂市建設部都市計画課建築係

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地 ホームページ <http://www.city.ako.lg.jp/>
電話：0791-43-6827 FAX：0791-43-6974 時間：8時30分～17時15分(土日祝日を除く)



赤穂市を地震に強いまちにしよう



自分の家の強さを知ろう！

簡易耐震診断推進事業

事業の概要

赤穂市が「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行い、耐震性の評価や改善のポイントなどをまとめ、住宅所有者（申請者）に報告します。

評点 0.7 未満	評点 0.7 以上 1.0 未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工した戸建住宅、長屋住宅、共同住宅

- * 店舗併用住宅や特殊な構造の住宅は対象外となります。
- * 区分所有のマンション等では管理組合の議決などが必要です。

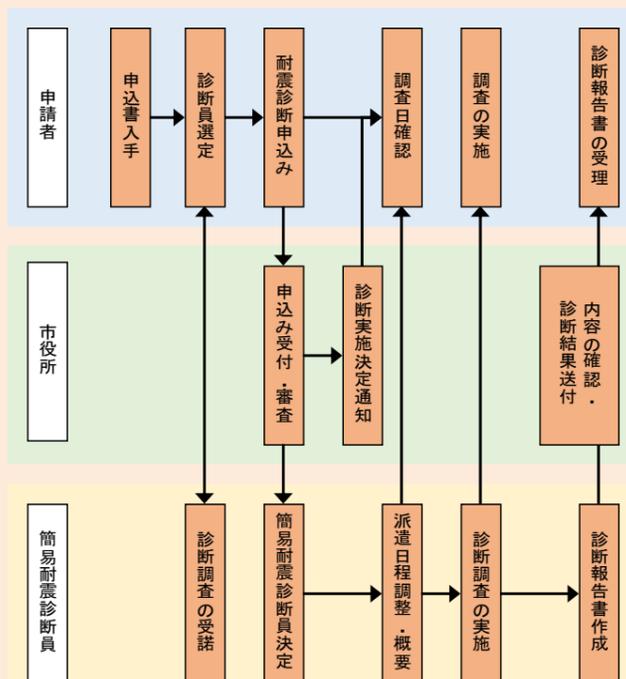
診断手数料

建物・構造種別	診断経費	申請者負担金
戸建住宅（木造）	31,500円	3,000円

* 戸建住宅（木造）以外についてはお問合せください。

耐震診断の流れ

前もって診断員の内諾を受ける必要があります。市窓口に備え付けの診断員名簿でご確認ください。



しっかりと耐震改修工事！

住宅耐震改修計画策定費補助

対象となる費用

耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前の着工で、耐震性が低いと診断される戸建住宅、長屋住宅、共同住宅

- * 店舗併用住宅や特殊な構造の住宅は対象外となります。
- * 平成12～14年度実施の「わが家の耐震診断推進事業」の耐震診断で安全性が低いと判断された住宅も対象に含まれます。
- * 他にも補助要件がありますので、詳しくはお問合せください。

補助金額

建物の種別	補助金額
戸建住宅	耐震改修計画策定費用の2/3 (上限：20万円)

* 戸建住宅以外についてはお問合せください。

住宅耐震改修工事費補助

対象となる費用

- ① 地震に対する安全性を確保するための耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強（附帯工事を含む）に要する費用
- ② ①に併せて実施する内装工事費

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前の着工で、耐震性が低いと診断された戸建住宅、長屋住宅、共同住宅

- * 所得が1,200万円以下の所有者に限り。
- * 住宅改修業者登録制度等に登録した事業者による工事に限り。
- * 他にも補助要件がありますので、詳しくはお問合せください。

補助金額

種別	対象となる費用	補助金額
戸建住宅	50万円以上 200万円未満	耐震改修工事費用の4/5 (上限：100万円)
	200万円以上 300万円未満	110万円
	300万円以上	130万円

* 戸建住宅以外についてはお問合せください。

部分的に耐震改修工事！

簡易耐震改修工事費補助

対象となる費用

戸建住宅の耐震性能を改善（改修後「やや危険（評点0.7以上）」となるもの）するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用

（総額が50万円以上のものに限る）

- * 昭和56年5月31日以前に着工された評点0.7未満または1.0未満の戸建住宅が対象です。
- * 所得が1,200万円以下の所有者に限り。
- * 住宅改修業者登録制度等に登録した事業者による工事に限り。
- * 他にも補助要件がありますので、詳しくはお問合せください。

補助金額

補助金額	耐震改修工事等費用の4/5 (上限：50万円)
------	----------------------------

屋根軽量化工事費補助

対象となる費用

戸建住宅の屋根を軽量化する工事に要する費用（総額が50万円以上のものに限る）

- * 昭和56年5月31日以前に着工された評点0.7以上1.0未満の木造戸建住宅が対象です。
- * 所得が1,200万円以下の所有者に限り。
- * 住宅改修業者登録制度等に登録した事業者による工事に限り。
- * 他にも補助要件がありますので、詳しくはお問合せください。

屋根の仕様	上部構造評点
非常に重い屋根→軽い屋根	0.4
重い屋根→軽い屋根	0.5
非常に重い屋根→重い屋根	0.5

補助金額

補助金額	50万円（定額）
------	----------

シェルター型工事費補助

対象となる費用

戸建住宅への耐震シェルター設置に要する費用（総額が10万円以上のものに限る）

- * 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅で安全性が低いと診断されたものが対象です。
- * 所得が1,200万円以下の所有者に限り。
- * 他にも補助要件がありますので、詳しくはお問合せください。

補助金額

対象となる費用	10万円以上 50万円未満	50万円以上
補助金額	10万円	50万円

建替えて耐震化！

住宅建替補助

対象となる費用

対象となる戸建住宅を同じ敷地で建替える工事に要する費用（総額が100万円以上のものに限る）

- * 除却する住宅が昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断の結果、安全性が低いと判断されたものに限ります。
- * 対象工事費に除却費は含みません。
- * 所得が1,200万円以下の所有者に限り。
- * 新築する住宅は、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の住宅再建共済制度に加入すること。
- * 新築する住宅は、建築物エネルギー消費性能基準に適合していること。（令和3年度末までに設計に着手している場合は対象外）

【省エネ性能向上のための措置例】
断熱材・太陽光発電・ペアガラス、二重サッシ・高効率給湯等

- * 他にも補助要件がありますので、詳しくはお問合せください。
- * 応募多数の場合は抽選となります。

補助金額

建物の種別	補助金額
戸建住宅	100万円（定額）

改修は無理でも命を守る！

防災ベッド等設置費補助

就寝時に地震に襲われたときに身を守ることができる装置として防災ベッドが開発されています。安価で設置に時間がかからないことが魅力です。

対象となる費用

戸建住宅への防災ベッド等設置に要する費用（総額が10万円以上のものに限る）

- * 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと判断されたものに限ります。
- * 所得が1,200万円以下の所有者に限り。
- * 過去に兵庫県「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」以外の補助金を受けた住宅は対象外となります。

補助金額

建物の種別	補助金額
戸建住宅	10万円/台（定額）